

経済産業省

20201202貿局第1号
輸出注意事項2020第35号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和2年12月10日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和3年1月27日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。 イ [略] ロ <u>照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された溶解器又は溶解槽であって、機械装置を用いたもののうち、高い温度で腐食性のある液体に耐える能力を有し、かつ、遠隔で照射済み核燃料物質等の挿入及び保守が可能なもの</u>		分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。 イ [略] ロ <u>照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された<u>臨界安全槽</u>（小径、環型又はスラブ型）であって、高い温度で腐食性のある液体に耐える能力を有し、かつ、<u>遠隔操作で燃料の挿入及び保守が可能なもの</u></u>

		ハ～ホ [略]
	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	<u>水疱性口内炎ウイルス</u>	(略)
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	<u>最大推力</u>	(略)
	<u>燃料消費率</u>	<u>海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での機体に搭載されていない状態における最大連続推力によって決定されるものをいう。</u>
	<u>デトネーションエンジン</u>	(略)
	<u>複合サイクルエンジン</u>	<u>ターボジェット、ターボプロップ、ターボファン、ターボシャフト、ラムジェット、スクラムジェット、パルスジェット、デトネーション、ロケットモーター又はロケットエンジン（液体状、ジェル状又は固形の推進薬又はハイブリッド）のうち、2つ以上のサイクルを使用するエンジンをいう。</u>

		ハ～ホ [略]
	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	<u>水胞性口炎ウイルス</u>	(略)
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	<u>機体に搭載されていない状態における最大推力</u>	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>デトネーションエンジン</u>	(略)
	<u>複合サイクルエンジン</u>	<u>(新設)</u>

	(略)	(略)
	(略)	(略)
5	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第二号ロ(一)の炭素繊維を使用した同号ロの成型品	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p><u>イ 繊維を二次元に織り込んだ成型品又は半製品であつて、金属の焼き戻し用の熱処理炉又はけい素ブール製造用装置用に設計されたもの</u></p> <p><u>ロ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は粉碎された炭素繊維を使用したもの</u></p>
	(略)	(略)
	電子機器の冷媒用に設計した液体であつて、フルオロカーボンからなるもの	(略)
	(略)	(略)
6	(略)	(略)

	(略)	(略)
	(略)	(略)
5	(略)	(略)
	貨物等省令第4条第二号ロ(一)の炭素繊維を使用した同号ロの成型品	<p><u>繊維を二次元に織り込んだ成型品又は半製品であつて、金属の焼き戻し用の熱処理炉又はけい素ブール製造用装置用に設計されたものを除く。</u></p>
	(略)	(略)
	電子機器の冷媒用に使用することができる液体であつて、フルオロカーボンからなるもの	(略)
	(略)	(略)
6	(略)	(略)

貨物等省令第5条第二号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第5条第二号イ（三）に該当するものを除く。）にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。 <u>旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形の能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し、判断すること。</u>
(略)	(略)
加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(略)
<u>部分品</u>	(略)
(略)	(略)
7・8	(略)
9	(略)
<u>ハードセクター</u>	(略)

貨物等省令第5条第二号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第5条第二号イ（三）に該当するものを除く。）にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。
(略)	(略)
加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(略)
<u>部分品（貨物等省令第5条第一号を除く。）</u>	(略)
(略)	(略)
7・8	(略)
9	(略)
<u>貨物等省令第8条第五号のハードセクター</u>	

	(略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	(略)	貨物等省令第21条第一項第九号及び同項第九号の二に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。
(略)	(略)	
パーソナルエリアネットワーク	任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信ことができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが物理的に近接する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）の通信に制限されたテータ通信システムをいう。また、ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。	
(削る)	(削る)	

ター	(略)	
(略)	(略)	
貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	(略)	貨物等省令第21条第一項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。
(略)	(略)	
パーソナルエリアネットワーク	任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信ことができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが近接する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）の通信に制限されたテータ通信システムをいう。	
暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを	製造者がカタログ等において、暗号機能に係る通信距離が三〇メートルを超えないものとしているものをいう。	

(削る)	(削る)
(略)	(略)
暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（ <u>第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。</u> ）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は <u>第21条第1項</u>

<u>超えない範囲に限定されているもの</u>	
暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が一〇〇メートルを超えない範囲に限定されているもの	製造者がカタログ等において、暗号機能に係る通信距離が一〇〇メートルを超えないものとしているものをいう。
(略)	(略)
暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（ <u>第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。</u> ）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は <u>第21条第1項</u>

		<u>第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの</u>			<u>第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの</u>
	暗号解析機能	(略)		暗号解析機能	(略)
	<u>貨物等省令第八号第十一号中の電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出</u>	<u>電子計算機の端末又は通信端末のオペレーティングシステム又はファイルシステムによる変換を伴わずに当該機器の記憶媒体（例えば、RAM、フラッシュメモリー又はハードディスク）からバイナリーデータを取り出すことをいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
10～12	(略)	(略)	10～12	(略)	(略)
13	<u>貨物等省令第12条第二号ロ中の補正燃料消費率</u>	<u>1キログラム当たり42メガジュールの正味の比エネルギー（正味の発熱量をいう。）（国際規格ISO3977-2：1997）を有する船舶用に蒸留した液体燃料に補正したエンジンの燃料消費率をいう。</u>	13	<u>貨物等省令第12条第二号ロ中の補正燃料消費量</u>	<u>1キログラム当たり42メガジュールの正味の比エネルギー（正味の発熱量をいう。）（国際規格ISO3977-2：1997）を有する船舶用に蒸留した液体燃料に補正したエンジンの燃料消費量をいう。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	姿勢及び軌道の制御	(略)		姿勢及び軌道の制御	(略)
	準軌道用の飛	人又は貨物の輸送のために設計したエ		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	しょう体	ンクロージャーを有するものであつて、 <u>次の全てを行うために設計したものをいう。</u> イ 成層圏を越えて飛行すること ロ 地球周回軌道でない宇宙空間を飛行すること ハ 人又は貨物を乗せ、損傷を与えることなく、地球に帰還すること		
	(略)	(略)	(略)	(略)
	超合金	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であつて、649度を超える温度における使用条件のもとで、 <u>400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が800メガパスカルを超えるものをいう。</u>	超合金	ニッケル、コバルト又は鉄の合金であつて、649度を超える温度における使用条件のもとで、 <u>AISI300系列より優れた強度を有するものをいう。</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
14	(略)	(略)	14	(略)
	貨物等省令第13条第7項又は第8項に掲げる貨物			貨物等省令第13条第9項又は第10項に掲げる貨物
15	(略)	(略)	15	(略)
	貨物等省令第14条第十号中の防音装置	(略)		貨物等省令第14条第十号中の防音装置
	貨物等省令第	ターボジェット、ターボプロップ、タ		(新設)
				(新設)

	<u>14条第十一号中の複合サイクルエンジン</u>	<u>ーボファン、ラムジェット、スクラムジェット、ロケットモータ又はロケットエンジン（液体状、ジェル状又は固形の推進薬又はハイブリッド）のうち、2種類以上のものを組み合わせたものをいう。</u>
16	(略)	(略)

(ロ)～(ニ) (略)
(8) (略)
2～13 (略)
別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分
別表第2～別表第7 (略)

16	(略)	(略)

(ロ)～(ニ) (略)
(8) (略)
2～13 (略)
別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分
別表第2～別表第7 (略)